

佐賀県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年八月二日

佐賀県知事 古 川 康

佐賀県規則第四十五号

佐賀県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

佐賀県沿岸漁業改善資金貸付規則（昭和五十五年佐賀県規則第三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「法」という。）」の下に「、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成二十年法律第三十八号。以下「農商工等連携促進法」という。）、農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律（平成二十年法律第四十五号。以下「農林漁業バイオ燃料法」という。）、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成二十二年法律第六十七号。以下「六次産業化法」という。）及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号。以下「東日本大震災特財法」という。）」を加え、「沿岸漁業従事者等が」を「法第三条第一項の沿岸漁業従事者等（以下「沿岸漁業従事者等」という。）が」に改め、「、県が」を削り、「と」。）」を「の下に「、農商工等連携促進法第四条第一項の認定を受けたる中小企業者であつて同条第二項第二号八に規定する措置を行うもの（以下「認定中小企業者」という。）及び六次産業化法第五条第一項の認定を受けた促進事業者であつて同条第四項第三号に規定する措置を行うもの（以下「促進事業者」という。）に対し経営等改善資金（別表の一の表の一の項から七の項までに係るものに限る。）を県が」を加える。

第三条第一項第一号中「資源管理型漁業推進資金及び環境対応型養殖業推進資金を除く」を「操船作業省力化機器等設置資金、漁ろう作業省力化機器等設

置資金、補機関等駆動機器等設置資金、燃料油消費節減機器等設置資金及び新  
養殖技術導入資金に限る」に、「又は沿岸漁業」を、「沿岸漁業」に改め、「限  
る。」の下に「、認定中小企業者又は促進事業者」を加え、同項第二号中「又  
は沿岸漁業」を、「沿岸漁業」に改め、「ものに限る。」の下に「、認定中小企  
業者又は促進事業者」を加え、同項第四号中「その他」を「従事する者その他」  
に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号の  
次に次の一号を加える。

三 経営等改善資金（前二号に係るものを除く。） 沿岸漁業を営む個人、沿  
岸漁業を営む漁業生産組合、沿岸漁業を営む漁業協同組合、沿岸漁業を営  
む協業体（漁業生産組合及び漁業協同組合を除く。）又は沿岸漁業を営む  
会社（その常時使用する従業者の数が二十人以下であるものに限る。）

第三条第四項を同条第七項とし、同条第三項に次のただし書きを加え、同項  
を同条第六項とする。

ただし、東日本大震災特財法第二条第一項に規定する東日本大震災（以下  
「東日本大震災」という。）により著しい被害を受けた者で、その主要な事業  
用資産について浸水、流失、滅失、損壊その他これらに準ずる損害を受けた  
こと又はその生産物（その加工品を含む。）に係る売上げが東日本大震災によ  
り平年の売上げに比して相当程度減少したことの証明を市町村長その他相当  
な機関から受けたものにあつては、東日本大震災特財法に基づき平成二十八  
年三月三十一日までに県の貸し付ける経営等改善資金、生活改善資金及び青  
年漁業者等養成確保資金の償還期間（据置期間を含む。）以下この項において  
同じ。）は、別表の償還期間等の欄に定める償還期間を三年延長して適用する  
ものとする。

第三条第二項の次に次の三項を加える。

3 貸付対象者は、自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する

者であつてはならない。

- 一 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
  - 二 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
  - 三 暴力団員でなくなつた日から五年を経過しない者
  - 四 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもつて暴力団又は暴力団員を利用している者
  - 五 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
  - 六 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - 七 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
  - 4 貸付対象者は、前項各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人であつてはならない。
  - 5 貸付対象者（認定中小企業者及び促進事業者に限る。）は、次の各号のいずれにも該当する者であつてはならない。
    - 一 金融保険業を営む者
    - 二 融資機関と取引停止中であり、又は初回不渡り発生後六月を経過していない者
    - 三 申込みの際し第三者を介在させた者
    - 四 許認可、登録等を必要とする業種にも関わらず、当該許認可、登録等を受けずに当該業種を営んでいる者
    - 五 その他知事が貸付対象者として不適切と認める者
- 第四条の見出し中「保証人」を「連帯保証人」に改め、同条第二項中「従事者」の下に「、認定中小企業者又は促進事業者」を加え、同条に次の二項を加

える。

3 知事は、貸付金債権を保全するため必要があると認める場合は、資金の貸付けを受けた者に対し、連帯保証人又は担保の追加又は変更を求めることができる。

4 前項の担保は、資金により導入した機械及び施設を優先するものとする。

第五条中「農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律（平成二十年法律第四十五号。以下「農林漁業バイオ燃料法」という。）第一条第三項に規定する生産製造連携事業にあつては、」を「農商工等連携促進法第十三条の規定により当該貸付けの特例が適用される場合にあつては農商工等連携促進法第五条第三項の認定農商工等連携事業計画を、農林漁業バイオ燃料法第十条の規定により当該貸付けの特例が適用される場合にあつては」に、「を含む」を「を、六次産業化法第十一条の規定により当該貸付けの特例が適用される場合にあつては六次産業化法第六条第三項の認定総合化事業計画を含む」に改める。

第九条中「一」を「いずれかに」に改め、同条第三号中「前二号」を「前三号」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三 第三条第三項から第五項までの規定に違反していることが判明したとき、第十五条中「その者の住所地」を「申請者の住所地（申請者が認定中小企業者又は促進事業者であるときは、当該申請者に係る認定農商工等連携事業又は認定総合化事業を行う沿岸漁業従事者等の住所地又は所在地）」に、「を經由」その者」を「（その者）」に、「を經由）」を「（を經由）」に改める。

別表の一の表の一の項及び二の項を次のように改める。

一 操船作業省力化 機器等設置資金	次に掲げる機器等で付表に定める基準に適合するもの設置費用	一 自動操だ装置	五百万円（自動操だ装置を設置する場合にあつては一台につき百万円、遠隔操縦装置を設置する場合にあつては一台につき五十万円、サイドスラスタを設置す	七年以内（据置期間一年以内を含む。ただし、農林漁業バイオ燃料法第十条の規
----------------------	------------------------------	----------	---	--------------------------------------

<p>二 漁ろう 作業省力 化機器等 設置資金</p>		<p>二 遠隔操縦装置 三 サイドスラス ター 四 レーダー 五 自動航跡記録 装置 六 GPS受信機</p>	<p>次に掲げる機器等 で附表に定める基準 に適合するものの設 置費用</p> <p>一 動力式釣機 二 ラインホー ラ 一 等の揚縄機 三 ネットホー ラ 一 等の揚網機 四 巻取りウイ ン チ 五 放電式集魚灯 六 漁業用クレー ン 七 漁獲物等処理 装置 八 海水冷却装置 九 海水殺菌装置 十 漁業用ソナー 十一 カラー魚群 探知機 十二 潮流計</p>	<p>る場合にあつては一台につき四 百万円、レーダーを設置する場合 にあつては一台につき百八十万 円、自動航跡記録装置を設置する 場合にあつては一台につき百二 十万円、GPS受信機を設置する 場合にあつては一台につき百三 十万円)</p>	<p>五百万円(動力式釣機を設置す る場合にあつては一件につき五 百万円、ラインホーラー等の揚縄 機を設置する場合にあつては一 台につき百二十万円、ネットホー ラー等の揚網機を設置する場合 にあつては一台につき百二十万 円、巻取りウインチを設置する場 合にあつては一台につき五百万 円、放電式集魚灯を設置する場合 にあつては一セットにつき二百 万円、漁業用クレーンを設置する 場合にあつては一台につき四百 万円、漁獲物等処理装置を設置す る場合にあつては一台につき五 百万円、海水冷却装置を設置する 場合にあつては一台につき百八 十万円、海水殺菌装置を設置する 場合にあつては一台につき三百 万円、漁業用ソナーを設置する場 合にあつては一台につき五百万 円、カラー魚群探知機を設置する 場合にあつては一台につき百五 十万円、潮流計を設置する場合に あつては一台につき五百万円)</p>	<p>定により貸付け の特例が適用さ れる場合にあつ ては九年以内(据 置期間一年以内 を含む)、農商工 等連携促進法第 十三条及び六次 産業化法第十一 条の規定により 貸付けの特例が 適用される場合 にあつては九年 以内(据置期間三 年以内を含む。)</p>	<p>七年以内(据置期 間一年以内を含 む)。ただし、農 林漁業バイオ燃 料法第十条の規 定により貸付け の特例が適用さ れる場合にあつ ては九年以内(据 置期間一年以内 を含む)、農商工 等連携促進法第 十三条及び六次 産業化法第十一 条の規定により 貸付けの特例が 適用される場合 にあつては九年 以内(据置期間三 年以内を含む。)</p>
---	--	---	---	---	--	--	--

別表の一の表の三の項の貸付限度額の欄中「五百万円」の下に「補機関(動力取出装置付きの推進機関を含む。 )を設置する場合にあつては一台につき四百万円、」を加え、「一台につき百万円」を「一台につき五百万円」に改め、同項の償還期間等の欄中「に規定する特例の場合にあつては、」を「の規定により貸付けの特例が適用される場合にあつては」に改め、「九年以内(据置期間一年

以内を含む。）」の下に「、農商工等連携促進法第十三条及び六次産業化法第十条の規定により貸付けの特例が適用される場合にあつては九年以内（据置期間三年以内を含む。）」を加え、同表の四の項の貸付限度額の欄中「につき二百五十万円」を「につき千三百万円」に改め、同項の償還期間等の欄中「に規定する特例の場合にあつては、」を「の規定により貸付けの特例が適用される場合にあつては」に改め、「九年以内（据置期間一年以内を含む。）」の下に「、農商工等連携促進法第十三条及び六次産業化法第十一条の規定により貸付けの特例が適用される場合にあつては九年以内（据置期間三年以内を含む。）」を加え、同表の五の項の償還期間等の欄中「に規定する特例の場合にあつては、」を「の規定により貸付けの特例が適用される場合にあつては」に改め、「五年以内（据置期間二年以内を含む。）」の下に「、農商工等連携促進法第十三条及び六次産業化法第十一条の規定により貸付けの特例が適用される場合にあつては五年以内（据置期間二年以内を含む。）」を加え、同表の六の項の償還期間等の欄中「に規定する特例の場合にあつては、」を「の規定により貸付けの特例が適用される場合にあつては」に改め、「十二年以内（据置期間三年以内を含む。）」の下に「、農商工等連携促進法第十三条及び六次産業化法第十一条の規定により貸付けの特例が適用される場合にあつては十二年以内（据置期間五年以内を含む。）」を加え、同表の七の項の貸付けの内容の欄中「として、」を「に基づき」に改め、同項の償還期間等の欄中「に規定する特例の場合にあつては、」を「の規定により貸付けの特例が適用される場合にあつては」に改め、「十二年以内（据置期間三年以内及び六次産業化法第十三条及び六次産業化法第十一条の規定により貸付けの特例が適用される場合にあつては十二年以内（据置期間五年以内を含む。）」を改める。

<p>八 乗組員 安全機器 等設置資 金</p>	<p>次に掲げる機器等 で付表に定める基準 に適合するものの設 置費用</p> <p>一 転落防止用手 すり</p> <p>二 安全カバー装 置</p> <p>三 揚網機安全装 置</p>	<p>百五十万円(転落防止用手すり 又は安全カバー装置を設置する 場合にあつては五十万円、揚網機 安全装置を設置する場合にあつ ては四十万円)</p>	<p>五年以内(据置期 間一年以内を含 む。)</p>
<p>九 救命消 防設備購 入資金</p>	<p>次に掲げる機器等 で付表に定める基準 に適合するものの購 入費用</p> <p>一 救命胴衣</p> <p>二 消火器</p> <p>三 イーパブ</p> <p>四 レーダートラ ンスポンダ</p> <p>五 小型漁船連絡 装置</p>	<p>百三十万円(救命胴衣又は消化 器を購入する場合にあつては十 万円、イーパブを購入する場合に あつては六十万円、レーダートラ ンスポンダを購入する場合にあ つては六十五万円、小型漁船緊急 連絡装置を購入する場合にあつ ては一件につき百三十万円)</p>	<p>救命胴衣又は 消化器を購入す る場合にあつて は二年以内、イー パブ、レーダート ランスポンダ又 は小型漁船連絡 装置を購入する 場合にあつては 五年以内</p>

別表の一の表の十の項の貸付けの内容の欄及び貸付限度額の欄を次のように改める。

<p>次に掲げる機器等 で付表に定める基準 に適合するものの設 置費用</p> <p>一 漁獲物の横移 動防止装置</p> <p>二 甲板下の魚そ う</p>	<p>百五十万円(漁獲物の横移動防 止装置を設置する場合にあつて は三十万円、甲板上の魚そうを廃 し、これに代えて甲板下に魚そ うを設置する場合にあつては百万 円)</p>
---	--

付表の一の項及び二の項を次のように改める。

<p>一 操船作 業省力化 機器等設 置資金</p>	<p>一 自動操だ装置</p> <p>二 遠隔操縦装置</p>	<p>一 操だ装置は、電動装置又は油圧装置 によつて駆動するものであること。</p> <p>二 電子制御方式を備えるものである こと。</p>	
	<p>一 推進機関の回転速度の増減、クラッ チのかん脱、操だ等が機関室以外の場 所において行うことができる装置で あること。</p> <p>二 制御装置は、電動装置又は油圧装置 によつて駆動するものであること。</p>	<p>一 電動装置又は油圧装置によつて駆 動するものであること。</p>	
	<p>三 サイドスラスト</p>		





		搭載された無線機を通じて海岸局側の無線機に発信されるものであること。	
七 漁船転覆防止機器等設備資金	一 漁獲物の横移動防止装置	<p>一 小型漁船安全規則(昭和四十九年農林省・運輸省令第一号)第八条の規定により船の幅の二分の一を超える幅の魚そうに設置する漁獲物の横移動防止装置であること。</p> <p>二 一以外で船の幅の二分の一を超えない幅の魚そうであっても、使用上漁獲物の横移動防止のため、荷止板等を設置するものであること。</p> <p>三 漁獲物を魚そうに収容する前に漁獲物を一時的に甲板上に置くための魚だめであること。</p>	
二 甲板下の魚そう	<p>一 甲板上に設置する活魚そうに代えて、甲板下に活魚そうを設置するものであること。</p> <p>二 甲板上に常設する魚そうに代えて、甲板下に魚そうを設置するものであること。</p>		

附 則

この規則は、公布の日から施行する。